

福井市空き家リフォーム支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の循環利活用を促進し、地域の活性化と良好な住環境を確保することを目的に、空き家リフォームを行う者に対して予算の範囲内において補助金を交付することについて、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号）及び福井県住み続ける福井支援事業～持続可能な住まい・地域づくり支援～補助金交付要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リフォーム 住宅の機能又は性能を維持又は向上させるために増築（既存住宅面積の2分の1を越える増築を除く。）、修繕、補修、模様替え、更新、取替え等の工事を行うことをいう。
- (2) 所有者等 福井市空き家情報バンク制度要綱第2条第2号に掲げる者をいう。
- (3) 空き家情報バンク 福井市空き家情報バンク制度要綱第2条第3号に掲げるものをいう。
- (4) 市内業者 福井市内の個人事業者又は市内に本店若しくは営業所等を置く法人事業者をいう。
- (5) U・Iターン世帯 第7条に規定する申請書の提出日において、福井県外に住所を有する者又は福井県外から福井県内に転入して2年以内の者で、福井県内に転入するまでの1年以内に福井県内に住所を有していない者を含む世帯をいう。
- (6) 新婚世帯 第7条に規定する申請書の提出日において、婚姻届を

提出し、受理されてから10年を経過しない夫婦（交付決定後6月以内に入籍する夫婦を含む）を含む世帯

(7) 子育て世帯 18歳未満の子を含む世帯

(8) 居住環境再構築区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条の規定により策定した福井市立地適正化計画で位置づける居住環境再構築区域。

（補助対象者）

第3条 この要綱の規定による補助の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 次の全てに該当する空き家の所有者等であって、リフォーム後賃貸を目的に新規に空き家情報バンクに登録する者又は既に賃貸を目的に空き家情報バンクに登録してある空き家をリフォーム後引き続き登録する者

ア 市内に存する住宅（住宅部分の床面積が2分の1を超える併用住宅を含む。）で、現に居住していない一戸建ての中古住宅

イ 一定の期間（12月以上）居住者のいない住宅

ウ 過去に所有者自らが居住していた（所有者の3親等以内の親族（姻族を含む。）が居住していた場合も可とする。）住宅

(2) 空き家に居住するU・Iターン世帯、新婚世帯又は子育て世帯であって次のいずれかに該当する者

ア 空き家情報バンクに登録され1月以上経過した住宅を自らの居住目的に購入し、居住開始から24月以内にリフォームする者又はリフォーム後居住する者

イ 空き家情報バンクに登録され1月以上経過した住宅を自らの居住目的に賃借し、その住宅の所有者等との間でリフォームする旨

について契約書等を取り交わした上で、居住開始から24月以内にリフォームする者又はリフォーム後居住する者

2 前項各号に掲げる補助の対象者は、第4条に規定する補助対象工事の完了以後、10年以上利活用する見込みがある者でなければならない。

3 前項各号に掲げる補助の対象者は、次のいずれにも該当しない者であることとする。

(1) 過去に、この要綱による補助を受けたことのある者

(2) 市町村税の滞納のある者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

(4) 前各号に掲げる者のほか市長が不相当と認める者

4 前2項の規定に適合する者が2名以上いる場合は、その中で代表となる者1名を対象者とする。

（補助対象工事）

第4条 この要綱の規定による補助の対象工事（以下「対象工事」という。）は、市内業者の請負によるリフォームを指す。ただし、次に掲げる工事を除く。

(1) 工事を行う住宅に付属する別棟の車庫や物置等の工事

(2) 申請者が直接行う工事

(3) エアコン、ガスコンロ、照明などの住宅設備機器類の設置工事

(4) 高効率給湯器などの設置、入替工事

(5) カーテン、家具、調度品等の購入や設置工事

(6) 電話、インターネット、CATV等の配線工事

(7) 外構工事

(8) 障子・襖の張替え、畳の表替え等の軽微な修繕等

(9) 建物の解体、除却のみを行う工事

(10) 過去にこの補助事業による補助を受けたリフォーム

(11) 国、県、市における他の補助事業により整備する工事

(12) その他、市長が不相当と認めた工事

(補助対象経費)

第5条 この要綱の規定による補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象工事に要する費用で総額が200,000円以上とする。この場合において、併用住宅における補助対象経費については、併用住宅全体に係る対象工事に要する費用の総額に個人住宅部分の床面積を当該併用住宅全体の床面積で除した数値を乗じて得た額とする。

(補助金額)

第6条 この要綱に規定する補助金の額は、補助対象経費の5分の1に相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。以下同じ。）とする。ただし、補助金の額は、300,000円を超えないものとする。

2 居住環境再構築区域内の物件の場合の補助金の上限額は、前項に規定する額に300,000円を加算した額とする。ただし、補助金の額が補助対象経費を超える場合は、補助対象経費を補助金の額とする。

3 補助対象住宅において、申請者及びその同一世帯員が福井市空き家取得支援事業補助金を申請する場合にあっては、補助金の額は合計で900,000円を超えないものとする。

4 補助金の交付は、一の住宅につき1回とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、対象工事に係る工事請負契約の締結の前に、福井市空き家リフォーム支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に別表1に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、その内容が適正であると認めるときは、補助金の交付を決定し、福井市空き家リフォーム支援事業補助金交付決定通知（様式第2号。以下「交付決定通知」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の通知を受けた後に、工事請負契約を締結するものとし、前条に規定する申請書の提出日の属する年度の3月31日までに、当該工事を完了しなければならない。

（補助金交付変更申請）

第9条 申請者は、補助金の交付の決定後において、補助金額に変更が生ずる補助内容の変更をしようとするときは、変更に係る契約の締結の前に、福井市空き家リフォーム支援事業補助金交付変更申請書（様式第3号）により、市長に申請するものとする。

2 前条第1項の規定は、前項の規定による申請があった場合に準用する。

（申請の取下げ）

第10条 第8条に規定する交付決定通知を受理した申請者は、申請を取り下げる場合、福井市空き家リフォーム支援事業補助金交付申請取下げ書（様式第4号。以下「取下げ書」という。）を市長に提出しな

ければならない。

(事業着手届)

第11条 申請者は、対象工事に着手したときは、速やかに福井市空き家リフォーム支援事業着手届(様式第5号)に別表2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(実績の報告)

第12条 申請者は、対象工事が完了したときは、第7条に規定する申請書の提出日の属する年度の3月31日までに、当該事業の成果を記載した福井市空き家リフォーム支援事業完了実績報告書(様式第6号。以下「完了実績報告書」という。)に別表3に掲げる関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による完了実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じ現地調査を行い、その内容が適性であると認めたときは補助金の額を確定し、福井市空き家リフォーム支援事業補助金額確定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定等の取消し)

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定後において、第3条の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第8条第1項の通知があった日から3月以内に対象工事に着手しないとき。
- (4) 対象工事が第8条第2項に規定する日までに完了しないとき。

(5) 補助対象経費が第5条第1項に規定する金額に満たなくなったとき。

(6) 交付決定後において、市長が申請者又は対象工事についてこの要綱の目的に反することがあると認めるとき。

(7) 取下げ書の提出があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定及び額の確定を取り消した場合には、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付の請求)

第15条 申請者は、第13条の規定による通知を受けたときは、福井市空き家リフォーム支援事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出し、補助金を請求することができる。

(補助金の交付)

第16条 市長は、前条の規定による請求があったときは、当該申請者に補助金を交付するものとする。

(個人情報の利用目的)

第17条 市長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、国及び県へ提供することができる。

(委任)

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(失効)

第2条 この要綱は、令和4年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 7 条関係) 申請書に添付する関係書類

<p>共通</p>	<p>(1) 対象工事に係る見積書 (2) 住宅の案内図 (3) 工事の内容が分かる工事前後の図面 (4) 工事着工前の写真 (住宅全体及び対象工事に係る部分)</p>
<p>(1) 第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者 (所有者)</p>	<p>(1) 空き家リフォーム工事概要書 (所有者) (2) 住宅の所有を証明する書類 (3) 所有者又はその 3 親等以内の親族が過去に居住していたことが確認できるもの (4) 申請者の市町村税の納税証明書</p>
<p>(2) 第 3 条第 1 項第 2 号アに掲げる者 (購入し、リフォームする者)</p>	<p>(1) 空き家リフォーム工事概要書 (購入者・賃借者) (2) 住宅の所有を証明する書類 (3) 戸籍の附票 (U・I ターン世帯の場合のみ) (4) 戸籍抄本 (新婚世帯の場合のみ) (5) 工事を行う住宅に居住する予定の者全員の住民票 (6) 工事を行う住宅に居住する予定の者全員及び申請者の市町村税の納税証明書</p>
<p>(3) 第 3 条第 1 項第 2 号イに掲げる者 (賃借し、リフォームする者)</p>	<p>(1) 空き家リフォーム工事概要書 (購入者・賃借者) (2) 住宅の賃借を証明する書類 (3) 戸籍の附票 (U・I ターン世帯の場合のみ) (4) 戸籍抄本 (新婚世帯の場合のみ) (5) 工事を行う住宅に居住する予定の者全員の住民票 (6) 工事を行う住宅に居住する予定の者全員、申請者及</p>

	び住宅の所有者等の市町村税の納税証明書 (7) リフォームをすることについて住宅の所有者等との 間で交わした書類
--	--

別表 2 (第 11 条関係) 着手届に添付する関係書類

(1) 工事請負契約書又は請書の写し (2) その他市長が必要と認める書類
--

別表 3 (第 12 条関係) 完了実績報告書に添付する関係書類

共通	(1) 領収書の写し (2) 工事完了後の写真 (住宅全体及び対象工事に係る部分) (3) その他市長が必要と認める書類
(1) 第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者 (所有者)	(1) 空き家情報バンクの登録申請書 (又は登録変更届出書) 及びその関係書類 (2) 申請者の市町村税の納税証明書
(2) 第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる者 (購入又は賃借し、リフォームする者)	(1) 工事を行う住宅に居住する者全員の住民票 (2) 工事を行う住宅に居住する者全員及び申請者の市町村税の納税証明書 (3) 住宅の所有者等の市町村税の納税証明書 (賃借の場合のみ)